



## 各種法規制の順守と保険業法との関係について

本サービスと保険業法等の各種法令との関係については、社内調査に加えて、外部の専門の弁護士（高中法律事務所 高中正彦弁護士、森濱田松本法律事務所 吉田和央弁護士、大江橋法律事務所 倉持大弁護士ほか）の確認を得ております。当社では、各種法規制を順守の上、サービスを提供してまいります。

なお、本サービスに保険業法が適用されるかについては、金融庁と協議を行う予定ですが、現時点では保険業該当性が明確でないため、当面の間は、保険業法第2条1項3号の適用除外（少人数共済）の範囲内でサービス提供を行います。そのため、仮に本サービスに保険業法が適用される場合であっても、保険業法上の問題が発生することはございませんので、ご安心ください。